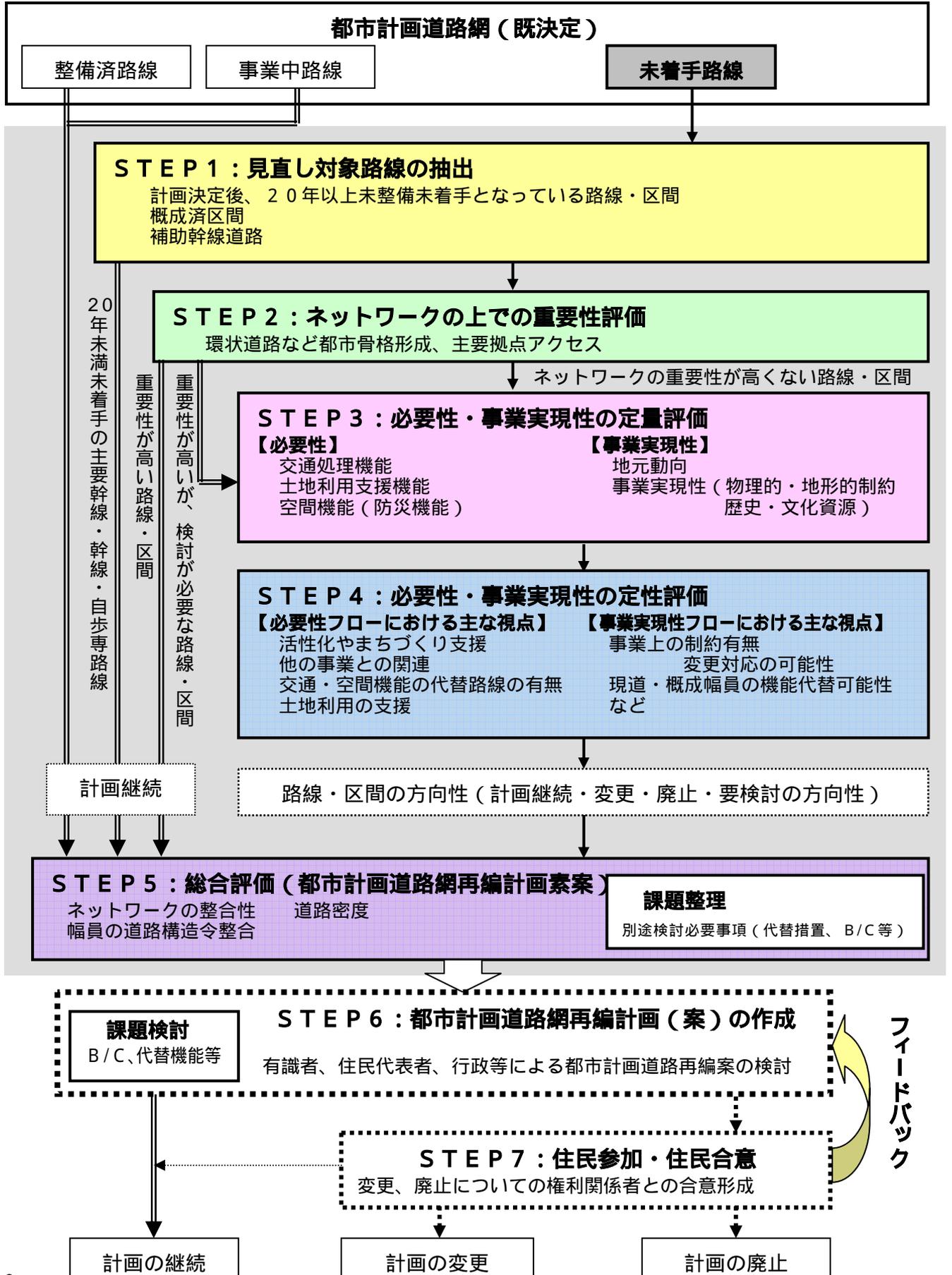


5. 見直しの流れ

(1) 策定フロー



(2) STEP 1 (見直し対象路線の抽出)

効果的・効率的な事業の観点、住民への事業説明を明らかにする観点から、今後も整備着手が長期化すると想定される次の条件に該当する路線を見直し検討の対象路線とする。

【事業が確定していない下記の路線】

計画決定後、20年以上未整備未着手となっている路線・区間

概成済区間

補助幹線道路

また、上記条件に加え、各市町が独自に見直したい路線を追加する場合は、その根拠を明らかにすることが望ましい。

表4 見直し対象路線（自転車歩行者専用道を除く）

整備済	未整備					概成済
	事業中	未着手				
対象としない	対象としない	決定後20年未満			決定後20年以上経過	
		主要幹線	幹線	補助幹線		
		対象としない	対象としない			

計画後20年以上未着手

20年という期間は一般には現実的な構想に対する予測の限界であるとされており、これ以上の期間は計画としての意義が少ないこと、都市計画区域マスタープランや道路整備長期計画はほぼ20年後とされていることから、計画策定時の20年後を計画目標年次と考える。

(出典：都市計画運用指針、道路構造令)

よって、本ガイドラインでは、20年以上未着手の路線・区間について、見直し対象路線と位置づける。

概成済

計画幅員の2/3以上の幅員が確保されている道路。または4車線以上等、完成形と同程度の機能を持つ路線・区間。(出典：都市計画年報)

概ね都市計画道路としての機能を満足しているため、事業の優先性が低くなる傾向がある。事業着手が遅れることが予想されることから、20年未満であっても見直し対象路線とする。

補助幹線道路

補助幹線道路については、区域内で完結する道路であるため、整備効果を考えた上で、地域の実情に応じて見直すこととする。

市街地開発事業等と一体的に整備される場合が多いこと、関連計画が無い場合、事業の優先性が低くなる傾向があることから、20年未満であっても見直し対象路線とする。

(3) STEP 2 ~ STEP 5 (路線評価カルテの作成)

対象路線の抽出後、路線評価のカルテを作成し評価を行う。
カルテは、同一の機能・役割を有する区間毎に、各種区間情報、STEP 2 ~ 4の評価を行い、最終的にSTEP 5で総合的な判断を行う。また、評価に至る具体的判断根拠も同時に示す。

【カルテの記入概要】

区間情報

- ・抽出条件、路線名、計画延長、路線分類、区間名、幅員等、基準情報を記載する。
- ・路線の分類(主要幹線・幹線・補助幹線)については、その道路の果たす機能を基準と照らし、隣接する市町と協議の上、都市の実情に応じて設定する。

STEP 2 ネットワークの上での重要性評価

- ・道路ネットワークの上での重要性(都市骨格形成、主要拠点アクセス)を評価する。
- ・主要拠点については、あらかじめ市町の実情に応じて設定する。
- ・ここで、2点以上となった区間は、計画継続の方向性で位置づける。これは、対象路線について、STEP 3以降の評価を行うことを基本とするが、特に重要性の高い路線については、整備の必要性が高いと判断するためであり、ケーススタディの結果、目安を2点とした。
- ・ただし、例外として、重要性は高くても代替路線が機能を果たしている場合は、その旨記述し、STEP 3へ進むこととする。
- ・コメントには、都市圏での道路ネットワーク上の位置づけを記載する。

STEP 3 必要性・事業実現性の定量評価

- ・STEP 2で、2点未満となった路線を対象にSTEP 3~4を評価する。
- ・道路の有する各種機能や事業実現性について定量評価を行う。
- ・ここでは、あくまで図上での判断や交通量調査結果等により、客観的評価により点数化し、県内の都市計画道路全体の中での絶対評価の位置づけと対象道路の詳細情報を明確にすることが目的であり、この結果をもとに方向性を位置づけるものではない。
- ・コメントには、評価に至る具体的理由や根拠について、具体の名称を記載する。

STEP 4 必要性・事業実現性の定性評価

- ・STEP 3では盛り込めなかった都市の個別事情を考慮して必要性と事業実現性の定性評価を行う。
- ・STEP 4は、判断のプロセスを明示しながら、方向性を導くことが目的である。
- ・フローの判断については、見方によってYES、NOの両方考えられる場合もあるので、フローは2方向に分岐可能である。
- ・コメントには、STEP 3と同様、評価に至る具体的理由や根拠について、具体の名称を記載する。

STEP 5 総合評価：都市計画道路網再編計画素案

- ・STEP 2~4を踏まえ、ネットワークとしての整合性を確認し、総合評価(計画継続、変更〔幅員・線形〕、廃止、要検討)を行う。
- ・また、計画幅員について、道路構造令との適合状況をチェックする。
- ・コメントには、決定時と比べ取り巻く環境の変化、変更の必要性、あるいは別途検討が必要な事項を記載する。

(4) STEP 6 ~ STEP 7 (再編計画案の作成と住民参加・住民合意)

STEP 6では、STEP 5までの再編計画(素案)を基に、新たに都市の個別事情を追加したり、課題を詳細に検討し、計画(案)を策定する。

策定にあたっては、有識者、住民代表者、行政からなる検討会、懇談会、懇話会等の第三者機関を設置する。

変更・廃止候補路線について、STEP 7の住民合意を経て、都市計画変更の手続きに移行する。

STEP 6 都市計画道路網再編計画(案)の作成

- ・カルテによる評価の他、都市の個別事情を評価に加える等し、計画案を作成する。
- ・素案段階で検討課題とされた項目についても現況調査や詳細検討を行う。
- ・策定にあたっては、原則として、検討会、懇談会、懇話会等の第三者機関を設置する。
(有識者：学識経験者、弁護士など、住民代表者：直接的な利害を有しない住民、団体代表者など
行政：各道路管理者など)
- ・また、事業予定者が市町以外の場合は、事業予定者と調整を行う。

【詳細検討の内容】

- ・検討対象路線の交通量調査
- ・将来交通需要の算定(将来フレームの再設定と配分シミュレーション)
- ・B/Cの算出
- ・線形変更、幅員変更の可能性と代替案検討(予備設計レベル)
- ・相互に補完しあう未整備未着手都市計画道路の整備代替案検討
- ・整備プログラムの検討(20年未満と20年以降の仕分け)

【変更・廃止の場合の調査・検討内容】

- ・代替機能確保の方策(自動車交通、歩行者交通、防災機能など)
- ・セットバック件数、移転対象物件数など
- ・必要に応じて廃止候補路線地区に対する代替措置検討

STEP 7 住民参加・住民合意

- ・都市計画道路の変更・廃止には、地域住民の合意が不可欠であるが、アプローチの手順は地元の事情に応じケースバイケースとなるが、最低でも次の点に留意する。

【説明責任】

- ・変更・廃止が必要な正当な理由
- ・道路整備を期待していた住民への説明
(代償措置等の検討：コミュニティ道路、修景整備等、都市計画道路事業以外の代替整備の検討)

【住民合意手法】

- ・アンケート、ヒアリング等による意向把握
- ・パンフレット、インターネットホームページ等による周知
- ・継続的なPI活動(地域懇談会、ワークショップ、勉強会等)による合意形成
- ・沿道地権者への個別合意